

令和3年度 第3回自治基本条例(仮称)策定専門部会議事録

日時: 令和3年7月26日(月)
午後6時から午後9時まで
場所: 役場4階委員会室

1 開会

・出席者

部 会 員: 源津 憲昭、京屋 愛子、井口 真幸、森部 富士樹、新田 睦、佐々木 良栄、
村上 真美

※敬称略 計7名

役 場 職 員: 佐藤 誉修、田之岡 輝和、高島 真由美、荒明 慎久、國本 完、鈴木 高悠、
西森 理恵、才川 育世、高橋 正人

※所属及び敬称略 計9名

アドバイザー: 公共政策研究所 水澤 雅貴 氏

事 務 局: まちづくり推進課 新村課長、安藤係長、宮崎主事

2 挨拶

3 全体会議

(1) 中間報告案の意見交換

① 第1章「総則」の再確認について

(起草チーム)

・先般、総則に係る2回目の意見を集めました。内容に関してはほぼ前回どおりです。今後、各章において変更があった場合、その都度ご意見を求めたいと思います。

② 第2章「情報共有」について

(起草チーム)

・第2章「情報共有」に係る中間報告案は、皆様からいただいたご意見を踏まえて、真ん中を足場にした
たいと思い、1番短い文章で作っています。

・「情報の共有」について、「根源」は点のイメージ、「実現の基本」は行動のイメージがあるとして、条
文案では「実現の基本」としています。

・「情報の提供」について、曖昧な表現を避け、条文案を「町政に関する情報を適切な時期に適切な方
法で」としました。

・また、受け取り側の理解度にあわせて「分かりやすく」説明をすることは難しいですが、マイルドな条
文を目指し「分かりやすく町民に説明」としました。

・「説明責任」について、「分かりやすく」、「誠実」といった表現は受け取る側によって定義が曖昧では
ありますが、条文案が固くなってしまうことを避けるために使用しています。

③ 「1. 情報の共有」について

(起草チーム)

・「情報の共有」について、ご意見ありますでしょうか。

(委員A)

・「実現の基本」という表現について、「基本」はいくつも基本形があり、また、「根源」では分かりにくい
表現と思われるので、「根本」という表現が分かりやすく、良いと思います。

・条文案では「まちづくりに関する情報」と漠然とした表現になっていますが、「政策形成の活用」に関す

る情報」とすると、時期や情報の内容が見えてくると思います。曖昧な「まちづくり」という言葉を使わない方が良いと思います。

(起草チーム)

・起草チームの基本的な考え方として、条文はなるべく短く、柔らかい表現としています。皆さんの意見を総括すると長文になるので、短く削る作業を行っています。

(職員A)

・「情報の共有」に係る「根源」か「実現の基本」かについて、自治の実現に必要な基本は複数ありますし、条文に載っていない内容でも自治の実現に必要なことはあるので、「実現の基本」という表現で良いと思います。

(起草チーム)

・委員からの意見はもちろん、一番条例に関わる機会が多い行政の意見を取り入れて条例を策定していきたいと考えています。行政の意見をまとめて拾わなければ、施行したとしても、形骸化されてしまうと思います。

(水澤アドバイザー)

・「情報の共有」について、「お互いにまちづくりに関する情報」と記載されていますが、「町政の情報」となると思います。

・「情報の共有」の中に「町民の町政への参加を促進するために、町民の知る権利を保障する」という一文を入れてはどうかと思います。

④「2. 情報の提供」について

(起草チーム)

・「情報の提供」について、ご意見をお願いします。

(職員B)

・「情報の提供」について、職員としてまだ情報発信が足りていないと感じていたため、「積極的に提供」という表現を用いました。

(起草チーム)

・「積極的」という言葉の意味は「適切な時期に適切な方法で」という表現に含まれていると整理して、条文案を作成しました。

(職員B)

・起草チームで考えた条文案は、自分の考えていた「積極的」に通じるものがあると思っています。

(委員B)

・簡単な文章で条文を作成するということですが、基本的な事項が含まれていなければ言葉遊びになってしまう。適切な方法や、適切な時期というのは、なるべく避ける方が良いと思います。

(職員C)

・「適切な時期」と自治基本条例で記載することによって、行政が適切であるとし設定した時期に対し、町民によって適切かどうかという審判を下すことができると思います。

(起草チーム)

・自治基本条例の策定について、土台となる部分を期限までに組み立てることが第一と考えています。一言一句厳密に審査していくと、時間が足りなくなりますので、スピーディーに皆さんのご意見をまとめていくという方法で進めていきたいと思っています。

(水澤アドバイザー)

・「情報の提供」に「町民主体の自治を図るため」とあるが、漠然としていて分かりにくいので、別の言葉で表現した方が良いと思います。

⑤「3. 説明責任」について

(起草チーム)

・「説明責任」について、ご意見をお願いします。

(委員C)

・情報共有、情報提供、説明責任について、分けて記載するのではなく、まとめて整理した方が良いと思います。どの項目も、適切な時期に適切な方法で分かりやすくなっているの、基本的には同じものではないかと思います。

(起草チーム)

・起草チームでは、「説明責任」を「情報の共有」及び「情報の提供」と区別し、予想しえない要求に対する対応の方法を整理しています。

(職員D)

・本項目については、「説明責任」がどこにあるのかを示す項目だと思っていますので、「対応」に係る記載ではなく、説明責任の所在について明記すべきだと思います。

(職員E)

・「情報の共有」や「情報の提供」の項目で「誠実に対応」しなければならないことを規定し、「説明責任」ではその責任の所在をはっきりさせるという方法が良いと思います。

(委員D)

・「説明責任」について、今時「開かれた町政」という表現は前時代的なネガティブなイメージがあります。「情報の提供」の目的と同じく「町民主体の自治を図るため」に変更してはいかがでしょうか。

(水澤アドバイザー)

・「開かれた町政」はまだ実現できていないという判断で、条文に盛り込んだ自治体もあります。本当に「開かれた町政」は実現できているでしょうか。

(委員E)

・「開かれた町政」は実施していますが、問題は受け手の受け方だと思います。

(委員F)

・「適切な」という表現は曖昧な表現だと思います。一般町民からすると、いつになるのか見当がつかせません。「その検討段階から…情報を提供する」等といった表現であれば、いつなのかはっきり分かります。

(起草チーム)

・「政策の立案・実施・評価・見直しの過程を明らかにする」等と条文内で表現した場合、実際には可能なのでしょうか。

(職員F)

・行政では、まちづくり評価調書を用いて毎年実施した事業の評価を行って、公表しています。立案の段階においても、予算資料として議会に提出して説明しておりますので、非公開にしているものではありません。

(委員G)

・分かりやすい表現を用いた条文という方向性も理解できますが、もう少し踏み込んだ表現をしなければ分かるものも分からないことになります。

⑥「4. 情報公開」について

(起草チーム)

・「情報公開」については、美瑛町情報公開条例との関連付けを求める意見が多数ありました。皆さんからのご意見をお願いします。

(委員H)

・「情報の共有」において、「知る権利を保障」しておくことで、町民は情報の開示を求めなくても元々知る権利があるという整理が「情報公開」の中でもできると思います。

(起草チーム)

- ・町民の権利については、美瑛町情報公開条例で整理されていたので、自治基本条例の条文案では記載しませんでした。美瑛町情報公開条例があるから自治基本条例では記載する必要がないのではという意見もありました。条例同士で重複するような項目が出てくるので、考えさせられます。
- ・現在、住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例(まちづくり条例)について、現在策定作業をしている自治基本条例が完成した後、廃案となるのか、廃案とせずに新条例が施行されるのか、事務局に整理をお願いしているところです。

(水澤アドバイザー)

- ・自治基本条例とは、美瑛町における最高規範となる条例のため、別の条例が自治基本条例と合致していない場合は、修正する必要があります。知る権利、開示を求める権利についても、自治基本条例に書いておかなければならないと思います。

⑦「5. 個人情報保護」について

(起草チーム)

- ・「個人情報保護」について、ご意見をお願いします。

(委員I)

- ・自宅でオンライン会議に参加する際に、美瑛町個人情報保護条例にある「オンライン結合による提供の制限」は関係してくるのでしょうか。

(水澤アドバイザー)

- ・今の質問については、個人情報保護条例の解釈に係るものであり、自治基本条例には関係してこないの、個別に回答するということが良いのではないのでしょうか。

⑧「6. 町民の意見等」について

(起草チーム)

- ・「町民の意見等」については、「適切に管理」という文言を入れるべきとする意見が多かったです。皆さんからのご意見をお願いします。

(職員G)

- ・町民の方から意見を伺って、それを集約して、どこに繋がるのかという、目的・方法・結果についても明文化すべきだと思います。

(職員H)

- ・アンケートを実施する際、意見を聴くからには責任があることを自覚して、多数意見だけでなく、少数意見にも耳を傾けなければならないと思います。

(水澤アドバイザー)

- ・「誠実に対処するとともに、町政への反映に努めます」というような文言を加えたらいかがでしょうか。
- ・「町民の意見等」の主語について、行政だけになっていますが議会は不要でしょうか。

(起草チーム)

- ・主語については、「議会と行政」というように追加させていただきます。

(委員J)

- ・「町民の意見等」について、意見等の検討後の公表があると良いと思います。
- ・町民の意見は、要望・問い合わせ等と、政策に反映するような意見とで区別することができると思います。

(職員I)

- ・町民からいただいた意見について、どのように対応しましたという検討結果について公表することが大事だと思っています。

(水澤アドバイザー)

- ・行政は、検討を終えた時には速やかにその結果を公表すべきだと考えます。ただし、情報公開条

例の規定により公開することが適当でない場合は公表しません、というように記載する方が良いかと思ひます。

(起草チーム)

・検討結果の公表について規定すると、軽微な問い合わせ等に対しても規定に沿って結果を公表しなければならなくなりますが、個別に回答するだけで十分な事例もあると考えています。

⑨「7. 会議の公開」について

(起草チーム)

・続いて、「会議の公開」についてご意見ないでしょうか。

(委員K)

・「会議の公開」については、会議のどのような情報を公開するかについて自治基本条例で規定しておくべきだと思います。

(水澤アドバイザー)

・公開する会議とは、条例や規則で設置されている附属機関のことですが、解説などで具体的に列挙することもできると思います。

(事務局)

・条例や規則で設置している会議を公開することになるので、各課で開催している小さな会議はここには含みません。

⑩全体を通して

(起草チーム)

・今回のテーマ「情報共有」について、全体を通して何かございますか。

(職員J)

・「町民の意見等」において主語を行政のみとした理由についてですが、町民意見の受け口が議会と行政の2つであると煩雑になること、議会が町民から意見を受ける際の方法についてイメージができなかったこと、行政の方で受けた意見は結果として議会へ諮られることから、主語は行政だけとしています。

(水澤アドバイザー)

・非常に論理的で興味深い意見ですが、町民から議会に議論してほしい内容等を聞き取り、議会において議論した結果を行政に反映していく仕組みを考えていく必要があると思いますので、そのようなイメージで考えていただきたいです。

・選挙も重要な情報共有の場であるとして、選挙の規定を情報共有の中に入れて自治体もありますので、項目として設けることを検討してほしいと思います。

・第1章「総則」の「目的」における「地域社会」については、地域の課題を発見する場、公益組織が行政と一緒に地域の課題を解決する場(協働)の2種類あり、高齢者の見守り等、行政の苦手な分野をカバーするような仕組みとなるので、自治基本条例で規定するべきだと思います。

(委員L)

・私も「地域社会」を入れるべきだと思います。今日は議論の時間がないので、後日意見をまとめて提出する予定です。

(事務局)

・「総則」については、今回で仮置きの方文案としては確定させていただき、回を重ねるごとに改めて見直す必要が出てくると思うので、そのようなタイミングで「地域社会」についても追加を検討していきたいと思います。

(2)勉強会

- ・勉強会の内容については、別添資料参照のこと。

4 チーム会議

- ・専門部会の運営に係る課題について、参加委員全員で協議した。
- ・協議内容については、別添資料を参照のこと。

5 閉会